

**テーマ** : 債権法改正にかかる「中間試案」の留意点

### **債権法改正の動向**

- (1) 「債権法改正中間試案」(以下「試案」)は、法務省より本年3月11日に公表され、6月3日までがパブリックコメントの実施期間となっている。
- (2) 試案の概要は、2009年3月に公表された債権法改正検討委員会試案「債権法改正の基本方針」とは相当異なるものの、現行債権法に大幅修正を加える方向性が打ち出されている。以下、今後の企業法務に多大な影響のある問題点を概観する。

### **個人保証の制限**

- ① 貸金等債務が含まれる根保証契約で保証人が個人の場合、及び債務者が事業者である貸金等債務の保証契約で保証人が個人の場合は、いわゆる経営者を除き個人保証を制限する(保証無効?)方向性が打ち出された。
- ② 個人保証を例外的に認める場合は、営業名義人、経営者の配偶者、経営者に健康上の問題がある場合の事業承継予定者などに限定されており、個人保証は担保手段としての価値は大幅に減殺するものと思われる。

### **約款に対する規制**

- (a) 約款とは、「多数の相手方との契約の締結を予定してあらかじめ準備される契約条項の総体であって、それらの契約の内容を画一的に定めることを目的として使用するもの」とされている。
- (b) 中間試案においては、契約当事者がその契約に約款を用いることを合意し、約款使用者によって、契約締結時までに、相手方が合理的な行動を取れば約款の内容を知ることができる機会が確保されている場合には、約款はその契約の内容となる、としている。
- (c) また、約款に含まれている契約条項のうち、他の契約条項の内容、約款使用者の説明、相手方の知識及び経験その他の当該契約に関する一切の事情に照らし、相手方が約款に含まれていることを合理的に予測することができないもの(不意打ち条項)は、契約の内容とならないとされている。

### **総括**

債権法改正内容は現時点では未確定ではあるものの、個人保証の制限及び約款の組み入れ条項については、日弁連において反対意見はなく、ほぼ中間試案同様の規制が実施される可能性大。いずれにせよ、債権法改正については、法務省案が提示されるものと思われるが、その内容に十分留意が必要。本レポートにおいても続報の予定。

上記問題についての詳細のお問い合わせは当事務所までお願いいたします。

なお、アクトワンリーガルレポート vol.5 は、「日本版クラスアクションの導入について」(13S2)の予定(2013/07 発行予定)としております。 以上